

地上デジタルテレビ放送対策専門部会設置要領

- 1 この要領は、箱根町地域情報化推進協議会設置要綱第6条の規定に基づき、箱根町地域情報化推進協議会（以下「協議会」という。）に設置する地上デジタルテレビ放送対策専門部会（以下「専門部会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。
- 2 協議会の調査・研究事項の一つである、町内のインフラ整備に関連し、地上デジタルテレビ放送対策について詳細に調査・研究するため、協議会のもとに専門部会を設置する。
- 3 専門部会では、次の事項について調査・研究を行い、その結果を協議会の会長に報告する。
 - (1) 町内のテレビ共同受信施設の実態
 - (2) 町内のテレビ共同受信施設事業者の実情
 - (3) 町内での望ましい地上デジタルテレビ放送対策のあり方
 - (4) 前各号に関連すること
- 4 専門部会の構成員は、別表1のとおりとする。
- 5 専門部会の設置期間は、平成16年8月30日から平成18年12月31日とする。
- 6 専門部会に部会長及び副部会長を置き、協議会の会長の指名によりこれを定める。
- 7 部会長は、専門部会の事務を統括する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 9 専門部会は、部会長が招集する。
- 10 専門部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 11 専門部会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成して、保管しなければならない。
 - (1) 開会の日時及び時間

- (2) 出席した構成員の氏名
 - (3) 議事の概要及びその結果
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めた事項
- 12 専門部会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容が箱根町情報公開条例（平成15年箱根町条例第14号）第5条各号の非公開情報に該当する場合、又は会議を公開することにより公平かつ円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。
- 13 会議の議事録及び資料は公表できるものとする。ただし、個人情報等には、十分留意して取り扱うものとする。
- 14 専門部会の庶務は、企画部企画課において処理する。
- 15 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年8月30日より施行する。